

第 37 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月9日（木）午後3時00分～3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
 - 1 番 金子 節夫
 - 2 番 島田 信成
 - 3 番 中野 文子
 - 4 番 高田 洋子
 - 5 番 齊藤 澄博
 - 6 番 横山 宏
 - 8 番 横山 正行
 - 9 番 中村 政五郎
 - 10 番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 係長 小谷 高平 主事 中村 みづき
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（区分地上権）
 - 第98号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第42号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第３７回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、９名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は９名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第３７回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。 <会長挨拶> これより議事に入ります。議事日程第１、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第２５条第２項の規定により、議席番号１０番小林修委員、議席番号１番金子節夫委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。 議事日程第２、議案第９７号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について（区分地上権）は議案第９８号、農地法第５条第１項の２番と関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。議案第９８号、農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。１番について、事務局より説明をお願いします。
事務局（小谷）	議案書３ページをご覧ください。議案第９８号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、次のとおり農地法第５条第１項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和８年７月９日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号１番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私は土地所有者の長男で、現在は町営住宅に住んでいます。家族が増え住宅が手狭になったため、実家に隣接した申請地を借り受け、自己住宅を建築したく、申請致します」とのことです。転用目的は「一般住宅用地（賃貸借）」です。申請地の北隣に一体利用地として宅地があり、宅地部分と申請地の農地にまたがる形で住宅の建築が計画されています。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては１ページから４ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。 ３番中野文子委員

3 番（中野）	3 番中野です。7 月 7 日 3 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野字堀田谷戸地内。案内図は資料の 1 ページ、付近状況図は 2 ページを参照してください。申請地は、中野向地の信号から西方面に約 6 0 メートルに位置しています。農地の広がりはなく、その他農地の第 2 種農地と判断されます。3 班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 2 番については、議案第 9 7 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）の 1 番と関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明を願います。
事務局（小谷）	番号 2 番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「申請地は耕作を行っているが、日当たりが良く、太陽光発電に向いています。そこで、申請地を有効活用するため、申請地に営農型太陽光発電設備を設置し、営農を継続いたします。」とのことです。転用目的は「営農型太陽光発電設備設置用地（使用貸借）（一時転用）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。なお、この案件は現在行われており、許可期限が令和 8 年 7 月 3 1 日に一時転用の許可期限切れを迎えるため、その継続をするための申請ということになります。営農型太陽光発電とは、太陽光パネルの下で営農を継続しつつ、太陽光発電での売電でも収益を出すという形態のものです。この場合、太陽光パネルの下での営農状況が、国の通達で定められたある一定の収穫量（通常の栽培での地域の平均的な単収の 8 割）を上げられない、または営農自体が適切に行われていない状況であると、県の指導等が入り、改善が見られないとやがては県より一時転用の許可の取り消し、設備撤去の命令

	が下り、上部の太陽光発電での売電もできなくなるという関係性のものです。つまり太陽光パネル下での営農あつての太陽光発電の売電ということです。今回の案件については譲受人が太陽光発電による売電事業者、譲受人が農地の所有者、ということになります。太陽光パネル下で営農する者については、提出されている営農計画書によりますと、農地所有者である譲渡人の息子が、今まで通り営農を継続することとなります。一時転用の申請面積は太陽光パネル設置の架台の脚の部分の専有面積の合計です。下部で営農を継続し農地として利用されることから、許可期間３年間の期限付き一時転用という扱いとなります。 議案書２ページをご覧ください。続いて合わせて審議する農地法第３条の区分地上権設定の申請についてですが、これは、営農型の太陽光パネルを設置するため、パネルを設置する部分に区分地上権を設定するものです。区分地上権とは、地下または空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利をいうものです。なお、この３条の許可は、５条の一時転用の許可が群馬県から正式に発出されると同時に許可を出すこととなっております。つまり３条の区分地上権の許可は、県が５条申請の許可を発出することを条件としております。許可期間についても３条・５条ともに同じ期間の３年間となります。以上のことから、太陽光発電のための一時転用、太陽光パネルの下の営農との双方の相関関係があるため、３条申請・５条申請ともにご審議願います。資料につきましては５ページから９ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告を願います。
９番（中村）	９番中村政五郎委員 ９番中村です。７月７日３班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字大谷原地内。案内図は資料の５ページ、付近状況図は６ページを参照してください。申請地は、赤堀の信号から北東に約８００メートルに位置しています。農地区分は青地の第１種農地となります。パネル下部の農地では、現在は緑肥のえん麦が植えられており、８月からのにんじんの播種に向けての準備が進められていて、とてもよく管理されています。３班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑

事務局（小谷）	に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議事日程第3報告第42号。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。 議案書4ページをご覧ください。報告第42号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和8年7月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「露天駐車場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、10ページを参照してください。 番号2番。譲受人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「物置用地（遺贈）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、10ページを参照してください。 番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、10ページを参照してください。 議案書5ページをご覧ください。番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、10ページを参照してください。以
---------	---

会長（横山）	上、報告いたします。 以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第37回邑楽町農業委員会総会を閉会します。 上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。 令和8年7月9日 邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u> 委員 <u>小林 修</u> 委員 <u>金子 節夫</u>
---------------	---